

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立口吉川小学校

1 基本方針の策定について

本校は、学校目標を「学びの楽しさ あふれる子の育成」として、学校・家庭・地域とのつながりを深めながら、主体的に行動する児童の育成をめざしている。また、人権尊重の教育を全教育活動に位置づけ実践するとともに、児童一人一人の内面的理解に努め、児童が安心していきいきと活動できる「いじめを許さない学校・学級づくり」に向けて取り組んでいる。

「いじめ」は、このような教育活動を阻害するもので、明らかな人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。しかしながら、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることから、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決し、「いじめ」の芽を摘み取るため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめへの対応について

いじめ問題への具体的な対応については、基本的に三木市教育委員会の「いじめ対応マニュアル」に沿って計画的に取り組むこととする。

(1) いじめの定義について

いじめの定義は以下の通りである。(いじめ防止対策推進法2条)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、「いじめを許さない学校・学級づくり」を進める。まず、教職員自身が言動を見直し、人権意識などのチェックリストを活用したり計画的に職員研修を実施したりし、人権感覚を磨き、人権意識を高めるように努める。少人数、単学級である本校は、児童の人間関係が固定化されやすい。そのため、教職員が児童とのコミュニケーションを大切にして児童理解に努めるとともに、あらゆる教育活動を通して学習形態の工夫や異年齢集団での活動を積極的に取り入れるなど、より豊かな人間関係を築き、思いやりの心や児童一人一人の自尊感情を育むことができる取組を進める。また、いじめ防止出前授業・相談対応等、子どもいじめ防止センターとの連携を図る。さらに、普段から保護者との信頼関係づくりに努め、保幼中との連携を図りながら、互いに協力していじめの未然防止に取り組む。

(3) いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、教職員は児童との信頼関係づくりに努め、児童からのサインを見逃さないことが大切である。そこで、アンケート調査を行ったり、毎月の定期的な生活指導委員会はもとより、有事の際には早急に臨時の会議を開いたりし、全職員で情報を共有するように努める。また、スクールカウンセラーや学校外の相談窓口と連携しながら、全職員が全校生を理解している小規模校のよさを活かし、全職員で全校生を育てる取組を進める。

近年では、スマートフォンやパソコンなどを使ったインターネット上による、第三者からは極めて見えにくいネットいじめが起こっている。ネットいじめは、ネット上に留まらず、学校において「無視」「いやがらせ」「暴力」などの行為につながり、これまで良好とされていた人間関係がネット上で壊れ、一夜にして学校での様子が変わることもあるため、より注意深い観察と迅速な対応が求められる。そのため、日頃から情報モラル教育を充実させるだけでなく、普段の児童とのやりとりや保護者との会話から、児童が日頃からどの程度ネット上で関わり合っているのかを認知しておく必要もある。

(4) いじめ事案への対応と組織について

いじめ未然防止等のため校長・教頭・生活指導委員会を中心に「いじめ対応チーム」を常設し、いじめの疑いがある場合やいじめが分かった場合には、いじめを学校全体の問題として捉え、「いじめ対応チーム」が中心となって速やかかつ組織的に対処する。そうすることで、特定の教員が抱え込まないようにする。なお、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家等に参加を依頼し、専門的な立場からの指導助言をお願いし、多面的な問題の捉え方や対応ができるようにする。

なお、「いじめ解消の目安」は以下のとおりである。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも3か月を目安）
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - 解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対応チーム」において、いじめが解消に至るまで、支援を継続する。
 - 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

ネットいじめの対応については、児童の立場に寄り添った支援ができるようにスクールカウンセラーによる相談体制や複数の教職員の見守り体制の充実に努める。また、家庭との連携を図り、書き込みや画像の削除など迅速かつ適切な対応をする。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合には、次のような対処を行う。

- 重大事案が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 児童や保護者の心の傷を取り除くため、スクールカウンセラー等関係機関と連携を図りながら対応する。

4 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇基本方針の確認 ◇年間計画	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 わ・わ・わ班(異年齢縦割り班)	児童観察と情報交換 家庭訪問 学級懇談会
5	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇いじめ対応マニュアルの研修 ◇児童の様子についての情報交換 児童理解のための研修 ◇要配慮児童の個別支援について	人権ポスター・作文・標語の制作 児童へのヒアリング	児童観察と情報交換 心の健康チェック
6	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換		児童観察と情報交換

7	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換		児童観察と情報交換 個人懇談会
8	職員研修	小・中合同研修会	夏まつりでの児童観察 こども園との情報交換
9	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換	ネットモラル教室 (4～6年)	児童観察と情報交換
10	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換	人権期間・人権作文発表会 親子人権学習 児童へのヒアリング	児童観察と情報交換 学級懇談会 心の健康チェック
11	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換		児童観察と情報交換
12	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換		児童観察と情報交換
1	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換		児童観察と情報交換 こども園との情報交換
2	生活指導委員会(いじめ対応チーム) ◇児童の様子についての情報交換	児童へのヒアリング	児童観察と情報交換 心の健康チェック
3	生活指導委員会(いじめ対応チーム)	引継ぎ資料作成	